特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
51	地方税の収納管理に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吹田市は、地方税の収納管理に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

吹田市の収納管理システムでは、操作員の生体認証を行うなど、セキュリティ対策を一層強化し、 個人情報の適正な取扱いの確保を図る。

評価実施機関名

大阪府吹田市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	地方税の収納管理に関する事務			
②事務の概要	【業務全体概要】 1. 収納消込事務 納付書・納入書による入金や口座振替による入金等の情報をもとに消込を行い、調定額と収入額を比較し、完納、未納、過誤納を判定する。 2. 口座振替の管理 口座振替の管理 口座振替結果の確認を行い、口座振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書を納税者へ送付する。 また、口座振替依頼、停止など、納付方法に変更があった場合に整備を行う。 3. 還付・充当事務 二重払いや税額更正による減額などにより過誤納金が発生した場合、還付決議やその支払・充当事務を行う。 4. 督促事務 納期限を過ぎても納付がない納税者に対し、督促状を発送して納付を促す。 5. 返戻・公示事務 送付先不明などの理由で、督促状が返戻となった場合、正しい送付先を調べて再度送付する。また、送付先が不明のものについては、市の掲示場に必要事項を掲示(公示)する。 6. 決算事務 当該年度の決算処理を行う。 7. 窓口事務 納付書の紛失や持参を忘れた納税者への対応として納付書を再発行する。 【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、収納業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・収納事務全般において本人確認の際、参照する場合がある。			
③システムの名称	収納システム、宛名システム、共通基盤システム、住登外システム、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステム(eLTAX)			
2. 特定個人情報ファイル:	名			
収納特定個人情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表24の項に規定された事務 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 以上の法令上の根拠より、地方税の収納管理に関する事務において個人番号を利用する。			
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠				

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	税務部 納税課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関					
_						
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求					
請求先	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 市民部 市民総務室 情報公開担当 電話:06-6384-1456					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 税務部 納税課 電話:050-1720-4604					
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>			
	いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点			
2. 取扱者	数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点			
3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2) 基礎項目			1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及(び全項目評価書	
されている。				S N S N S N S N S N S N S N S N S N S N	
2. 特定個人情報の入手(情	青報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手) [C)]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	会を行う際には4情報又は住 特定個人情報を含む紙媒体に	所を含む3情 よ、保管場所	「一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照 報による照会を行うことを厳守している。 で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ	

9. <u>監査</u>					
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[0]全	頁目評価又は重点項目評価を実施する		
[<選択肢>					
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠					

変更箇所

変更箇	更箇所							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
—								
<u> </u>								
ı	i	1	1	<u>. </u>	l			